

品質管理基準及び規格値

工種	試験区分	試験項目	試験方法	種別	試験基準	県が指定する試験場の強度試験	摘要
1 (吹付けコンクリートを除く)	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108	鉄筋コンクリート 無筋コンクリート その他(砂防ダムを含む)コンクリート	打設日1日につき2回(午前・午後)1回につき原則として6個($\sigma 7-3$ 本、 $\sigma 28-3$ 本)とする。(テストピースは打設場所で採取) 打設日1日につき1回1回につき原則として6個($\sigma 7-3$ 本、 $\sigma 28-3$ 本)とする。(テストピースは打設場所で採取)	テストピース $\sigma 28$ 日 (一工事で全体の20%程度) テストピース $\sigma 28$ 日 (一工事で全体の20%程度)	強度試験は一工事で全体20%程度は県が指定する試験場等で行うこととする。但し、選定場については、県が指定する試験場等に替えて生コンクリート工場(JIS表示認可工場)で監督員立上り以外は生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の責任において実施する。 小規模工事で一工事当たりの総使用量が50立米未満の場合は、生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の責任において実施する。
				捨コンクリート 石積(張)、ブロック積(張)の隅込コンクリート・天端コンクリート・基礎コンクリート・地コンクリート 法砂(中詰コンクリート) 集水鉢 「照明ポール・標識柱・防護柵・刺籠・用地境界杭」の基礎コンクリート 「階段・管渠」の基礎コンクリート 蓋板等 ①少量(50立米以下)のコンクリートで「照明ポール・標識柱・防護柵・刺籠・用地境界杭」の基礎コンクリート及び仮設関係のみの工事 ②生コンクリート工場呼び強度が18N/mm ² でJIS表示許可工場の製品	1工事当たり工事規模に応じ1回~3回程度		種別①②両方に該当する工事は試験を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	試験種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
2 セメント・コンクリート・コンクリート	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		
	その他	骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験	JISA1109 JISA1109 JISA1110 JISA1121	設計図書による。 絶対密度:2.65以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 40%以下、精製コンクリートは35%以下 但し、蒸着寒冷地の精製コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
2 セメント・コンクリート・コンクリート	必須	骨材の微粒分量試験	JISA1103	細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(併せおよびスラグ細骨材を用いた場合は、コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
	その他	砂の有機不純物試験 モルタルの圧縮強度による砂の試験 骨材中の粘土塊量の試験	JISA1105 JISA6308の付属書3 JISA1137	標準色より濃いこと。悪い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 圧縮強度の90%以上 細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
2 セメント・コンクリート・コンクリート	必須	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA6308の付属書2	コンクリートの外層が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 セメントの物理試験	JISA1122 JISR6201	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/月以上 工事開始前、工事中1回/月以上		○
2 セメント・コンクリート・コンクリート	必須	ポルトランドセメントの化学分析	JISR6210(ポルトランドセメント) JISR5211(高炉セメント) JISR6212(シリカセメント) JISR5213(フライアッシュセメント) JISR6210(ポルトランドセメント) JISR6211(高炉セメント) JISR6212(シリカセメント) JISR5213(フライアッシュセメント)	懸濁物質の量:2g/以下 溶解性無機物量の量:1g/以下 揮発物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	工事開始前、工事中1回/年および水質が変わった場合。		○
	その他	練混ぜ水の不良試験	土木学会基準JSC-E-B101	揮発物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回/6か月以上の頻度。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種類	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
2 セメント・コンクリート （圧入コンクリート・コンクリート）	製造（フランク）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 湿潤剤:±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位相対質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位相対質量の差:5%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位相対質量の差:5%以下	1回/月以上 工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	セメント量規定がある場合に適用する。 レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明書等のみとすることができ る。	○
			ミキサーの練混ぜ性能試験	バッチミキサーの場合: JISA1119 JISA8603	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位相対質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位相対質量の差:5%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位相対質量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明書等のみとすることができ る。	
2 コンクリート	施工	必須	細骨材の表面水率試験	JISA1111	圧縮強度差:2.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	2回/日以上 1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			細骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
2 コンクリート	施工	必須	揮発物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が揮発物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明書等のみとすることができ る。	○
			スランプ試験	JISA1101	スランプ30cm以上80cm未満:許容差±1.5cm スランプ80cm以上180cm以下:許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm:許容差±1.0cm ±1.5%(許容差) 但し、道路橋仮版の場合、±1%とする。	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき、ただし、道路橋仮版コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全量測定を行う。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明書等のみとすることができ る。 ・道路橋仮版の場合、目撃スランプ80cmに対し、原則として10cmを超過してはなら ない。また、全量試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその 後スランプ試験の頻度を1/4まで低減することができる。	○
2 コンクリート	その他	その他	空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	スランプ2.5cm:許容差±1.0cm ±1.5%(許容差) 但し、道路橋仮版の場合、±1%とする。	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明書等のみとすることができ る。	○
			コンクリートの曲げ強度試験	JISA1106	一回(供試体3本の平均値)の試験結果は呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の品質証明書等のみとすることができ る。	○
2 コンクリート	その他	その他	コアによる強度試験	JISA1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	○
			コンクリートの赤い分析試験	JISA1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
3 施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査)	熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.5倍以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない	鉄筋スカーパー圧接作業班、鉄筋後部に自動ガス圧接の場合には各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、要領の作業工同一条件同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工要領の少ない材料を使用する場合、通商な気象条件・場所などの作業環境下での施工条件、圧接技術者資格者の熟練度などの確認が必要となる場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に類りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜き法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	試験成績表等による確認
				熱間押抜き法の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.5倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない	・目標は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜き法以外の場合 ・焼き割れを付けた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
施工後試験	必須	外観検査	・目視 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査)	熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.5倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない	・目標は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜き法の場合 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ⑤は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査を行う。	
				超音波探傷検査 JISZ3062	超音波探傷検査技術者は、(社)日本圧接協会(鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技能資格検定試験実施規程)による有資格者とする。 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。ただし、SD490の圧接部については全数検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30%以上を抜き取って実施する。(上限を30箇所とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。	超音波探傷検査技術者は、(社)日本圧接協会(鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技能資格検定試験実施規程)による有資格者とする。 超音波探傷検査は採取検査を原則とする。ただし、SD490の圧接部については全数検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30%以上を抜き取って実施する。(上限を30箇所とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
4 既設杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭は凹凸や損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
		必須	外観検査(鋼管杭)	JISA5525	外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下:許容値4mm以下		・外径700mm未満:上記と下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm以内とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下:上記と下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm以内とする。	
杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 薬液浸透試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JISZ2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全締結箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、全締結箇所の10%以上は、(社)日本非破壊検査協会(浸透検査)の認定技術者が行うものとする。		
		必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接	JISZ3104	JISZ3104の3類以上	試験箇所は杭の全周とする。 原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その露出量は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
その他	その他	必須	鋼管杭の現場溶接	JISZ3080	JISZ3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深層し、その深層長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深層試験とすることができる。
		必須	超音波探傷試験			(社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者が行うものとする。		
杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭		設計図書による。	供試体の採取回数は一様に試験では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
		必須	水セメント比試験 鋼管杭・コンクリート杭 セメントミルクの圧縮強度試験 及びびり周囲定液の圧縮強度試験 JISA1108		又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。 設計図書による。	供試体の採取回数はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成し、本に1回とし、採取本数は30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深層試験とすることができる。	参考値:19.6Mpa

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認				
5 下 層 路 盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	粒状路盤 修正CBR20%以上	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○				
					骨材のふるい分け試験	JISA1102	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。			
					土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前		但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。			
					鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧2-3-4	1.5%以下		・MS:初度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性初度調整スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。			
					道路用スラグの星色判定試験	JISA6015	星色なし		・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
					粗骨材のすべり試験	JISA1121	再生ワランマシンに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
					現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。		・中規模以上の工事 定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。 X ₁₀ 95%以上 X ₀ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。		
					施工	必須	その他		フルローリング	舗装試験法便覧1-7-4	・中規模以上の工事 随時	・モニタリングのための試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやドラッグ等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。
										JISA1215	1,000m ² につき2回の軌道で行う。	・モニタリングのための試験である。 ・セメントコンクリートの密固に適用する。
										JISA1102	・中規模以上の工事 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。
JISA1205	・中規模以上の工事 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。										
			含水圧試験	JISA1203	設計図書による。	・モニタリングのための試験である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基礎および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。						

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
6 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法標準2-3-1	修正CBR80以上	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
					アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90以上			
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装試験法標準2-3-1	40℃で行った場合80以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○	
					修正CBR90以上			
			骨材のふるい分け試験	JISA1102	JISA5001	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
					表を参照			
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	塑性指数P.L.:4以下	・但し、鉄鋼スラッグには適用しない。 ・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
					塑性指数P.L.:4以下			
			鉄鋼スラッグの星色判定試験	JISA5015	星色なし	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
					星色なし			
鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装試験法標準2-3-4	1.5%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
		1.5%以下						
鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装試験法標準2-3-3	1.18N/mm2以上(12kg/cm2以上)(14日)	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・HMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
		1.18N/mm2以上(12kg/cm2以上)(14日)						
鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装試験法標準4-9-5	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS:水硬性粒度調整スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
		1.50kg/L以上						
その他	その他	その他	その他	・粒度調整及び再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
						60%以下		
その他	その他	その他	その他	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○		
							20以下	
その他	その他	その他	その他	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および養護用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○		
							20以下	

品質管理基準及び規格値

工程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
6 上層密盛	施工	現積密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1,000m²につき1回) ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相同密度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得られない場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値を満足しなかった場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能でいい、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合はいい、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 	
				X ₁₀ 95%以上			
				X ₆ 95.5%以上			
7 アスファルト安定処理路盤	その他	粒度(2.36mm70%)	舗装試験法便覧3-4-3	2.36mmふるい: ±15%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日) ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能でいい、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 	
				X ₃ 96.5%以上			
				75µmふるい: ±6%以内			
7 アスファルト舗装に準じる	その他	平振衝試験 土の液性限界、塑性限界試験 含水比試験	JISA1215 JISA1205 JISAT203	1,000m ² につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日) ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能でいい、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 	
				規格により異常が認められたとき。			
				観察により異常が認められたとき。			
7 アスファルト舗装に準じる	その他	アスファルト舗装に準じる	JISA1215 JISA1205 JISAT203	1,000m ² につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日) ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能でいい、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 	
				規格により異常が認められたとき。			
				観察により異常が認められたとき。			

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
8 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装試験法標準2-4-3	下層路盤：一軸圧縮強度(7日間) 0.98N/mm ² (10kgf/cm ²)以上。 上層路盤：一軸圧縮強度(7日間) 2.94N/mm ² (30kgf/cm ²)以上(アスファルト舗装)、1.96N/mm ² (20kgf/cm ²)以上(セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・既定処理時に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	
			骨材の修正CBR試験	舗装試験法標準2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	
施工	必須		土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205 舗装試験法標準1-3-5、1-3-6	下層路盤 塑性指数P.L.:9以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	
			粒度(2.36mm以下)	JISA1102	2.36mmふるい:±5%以内	・中規模以上の工事 定期的又は随時(1回~2回/日) ・小規模以下の工事 異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	
			粒度(75μm以下)	JISA1102	75μmふるい:±6%以内	・中規模以上の工事 定期的又は随時(1回~2回/日) ・小規模以下の工事 異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	
			剪断強度の測定	舗装試験法標準2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ :95%以上 X ₆₀ :95.5%以上 X ₉₀ :96.5%以上	・中規模以上の工事 定期的又は随時(1,000m ² につき1回) ・小規模以下の工事 異常が認められたとき	・精度の度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10回の測定値が規格値を満足しない場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しない場合は6回の測定値を満足するまで測定する。また、3回の測定値が規格値を満足しない場合は6回の測定値を満足するまで測定する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	
		その他	含水比試験 セメント量試験	JISA1203 舗装試験法標準2-5-4、2-5-5	設計図書による。 ±1.2%以内	観察により異常が認められたとき。 ・中規模以上の工事 異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。 ・小規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
9 ア ス フ ォ ルト 舗 装	材 料	必 須	骨材のふるい分け試験	JISA1102	JISA5001表参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109	表層・基層	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1110	表層比量: 2.45以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	吸水率: 3.0%以下 粘土・粘土塊量: 0.25%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-4-7	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの粒度試験	JISA5008	表層3-6による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの塑性指数試験	JISA1205	4以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧3-4-15	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧3-4-12	3%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの動摩耗係数試験	舗装試験法便覧3-4-13	14以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			製鋼スラブの水浸膨張係数試験	舗装試験法便覧3-4-17	水浸膨張係数: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等 による確認			
9 アスファルト舗装	材料	その他	製備スラブの比重及び吸水率試験	JISA1110	SS 表乾比重:2.45以上 吸水率:3.0%以下 引り減り量	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			粗骨材のすりへり試験	JISA1121	吸水率:3.0%以下 引り減り量 碎石:30%以下 CSS:50%以下 SS:30%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			瀝青ノドグムによる骨材の安定性試験	JISA1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			粗骨材中の軟石量試験	JISA1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			針入度試験	JISK2207	アスファルト舗装要綱参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セメント・ポリアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			軟化点試験	JISK2207	アスファルト舗装要綱参照 ・G1M、熱可塑性エラストマー入りアスファルト:表3.3.3 ・セメント・ポリアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			伸度試験	JISK2207	アスファルト舗装要綱参照 ・G1M、熱可塑性エラストマー入りアスファルト:表3.3.3 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			トルエン可溶分試験	JISK2207	アスファルト舗装要綱参照 ・G1M、熱可塑性エラストマー入りアスファルト:表3.3.3 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			引火点試験	JISK2265	アスファルト舗装要綱参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セメント・ポリアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
											○
											○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認			
9 アスファルト舗装	材料	その他	凍融耐熱試験	JISK2207	アスファルト舗装要綱参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○			
			蒸発後の針入度比試験	JISK2207	・I.M.熱可塑性エラストマー入りアスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。				
			密度試験	JISK2207	アスファルト舗装要綱参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。				
			高運動粘度試験	JISK2207	・セミプローションアスファルト:表3.3.4 アスファルト舗装要綱参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。				
			60℃粘度試験	舗装試験法履歴3-5-11	・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。				
			タフネス・子シジイ試験	舗装試験法履歴3-5-17	アスファルト舗装要綱参照 ・I.M.熱可塑性エラストマー入りアスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。				
			必須	粗度(2.36mmフルイ)	粗度(2.36mmフルイ)	舗装試験法履歴3-4-3	2.36mmふるい:±12%以内基準粗度		抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
					粗度(75µmフルイ)	舗装試験法履歴3-4-3	75µmふるい:±5%以内基準粗度		抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数		
			必須	粗度(75µmフルイ)	粗度(75µmフルイ)	舗装試験法履歴3-9-6	アスファルト量抽出粗度±0.9%以内		抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、基準および基準層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
					温度測定(アスファルト・骨材・混合骨)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。		随時	・中規模以上の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	

品質管理基準及び規格値

工程種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
9 アスファルト舗装	必須	現場密度の測定	舗装試験法規程3-7-7	基準密度の94%以上。	・中規模以上の工事、定期的又は随時的(1,000m ² につき1回)。 ・小規模以下の工事、異常が認められたとき。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(フラット出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
	その他	温度測定(初期締固め前) 外観検査(混合時) すべり抵抗試験	温度計による。 目視 舗装試験法規程6-5	X ₁₀ 96%以上 X ₀ 96%以上 X ₉₅ 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。 110℃以上	同時 随時 舗装車線毎200m毎に1回	測定値の記載は、1日4回(午前・午後各2回)。	

品質管理基準及び規格値

工種	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認	
10 転圧コンクリート	材料	必須	コンクリート用V-C試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 修正V-C値:50秒	当初			
			マンホール突き固め試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率:96%	当初			
			ランマー突き固め試験		指針6-3-2(1)による。 目標値 締固め率:97%	当初			
			含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初			含水比は、品質管理試験としてコンクリート試験がやもえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが好ましい。
			コンクリートの曲げ強度試験	JISA1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。			
			骨材のふるい分け試験	JISA1102	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	細骨材表3-1 粗骨材表3-2			
			骨材の単位容積質量試験	JISA1104	設計図書による。				
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109	設計図書による。				
			JISA1110						
			JISA1121						
			粗骨材のすべり試験		35%以下 積層寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時			ホワイトベースに使用する場合は、40%以下
			粗骨材中の散石量試験	JISA1126	散石量:5%以下	工事開始前、材料の変更時			観察で問題なければ省略できる。
			砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時			濃い場合は、JIS S3081モルタルの圧縮強度による砂の試験(付録書3)による。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JISA6308の付録書3	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時			観察で問題なければ省略できる。
骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA5308の付録書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			
過剰なトリアムによる骨材の安定性試験	JISA1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時						
セメントの物理試験	JIS R5201	JIS R5210(ポルトランドセメント) JIS R5211(高炉セメント) JIS R5212(シリカセメント) JIS R5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R5202	JIS R5211(高炉セメント) JIS R5212(シリカセメント) JIS R5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						
練混ぜ水の水質試験	土木学会基準JISCE-B101	懸濁物質の量:290以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。			上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			
		回収水の場合: JISA6308付録書9	1回/6か月以上の頻度。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認		
10	製造(フランク)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 混和剤:±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランジ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差:5%以下	1回/月以上	セメント量測定がある場合に適用する。	○		
			ミキサーの練混ぜ性能試験	バッチミキサーの場合: JISA1119 JISA8603	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランジ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○		
施工	必須		連続ミキサーの場合: 土木学会基準JISCE-4502	連続ミキサーの場合: 土木学会基準JISCE-4502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量差:5%以下 圧縮強度差:2.5%以下 空気量差:1%以下 スランジ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○		
			細骨材の表面水準試験	JISA1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水準試験	JISA1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			コンクリートコンクリート-VC試験		修正VC値の±10%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリート工の要請が認められし連続施工時に目標値を設定する。				
			マーシャル突き回め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリート工の要請が認められし連続施工時に目標値を設定する。				
			ラムマー突き回め試験	※いすれが1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリート工の要請が認められし連続施工時に目標値を設定する。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JISA1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合 は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならぬ。 ・試験回数7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。				
			温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上				
			現場密度の測定	R1水分密度計		20m ² に1回(横断方向に3箇所)				
			コアによる密度測定	転圧コンクリート舗装技術指針(案)		1,000m ² に1回の割合でコアを採取して測定				

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認				
1	クレーン用スラスト	必須	骨材のふるい分け試験	JISA1102	JISA5001表2参照	中規模以上の工事 施工前、材料変更時 小規模以下の工事 施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	○				
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109	表層・基層	中規模以上の工事 施工前、材料変更時	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。					
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1110	表乾比重:2.45以上	中規模以下の工事 施工前	中規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	吸水率:3.0%以下 粘土、粘土塊量:0.25%以下	中規模以上の工事 施工前、材料変更時	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。					
			粗骨材の形状試験	舗装試験法標準3-4-7	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	中規模以上の工事 施工前、材料変更時	中規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					
			フライアの強度試験	JISA5008	要綱3-6Cによる。	中規模以下の工事 施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。					
			フライアの水分試験	JISA5008	1%以下	中規模以上の工事 施工前、材料変更時	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。					
			粗骨材のすべり試験	JISA1121	30%以下	中規模以下の工事 施工前	中規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					
			碇砂ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122	損失量:12%以下	中規模以上の工事 施工前、材料変更時	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。					
			粗骨材中の軟石量試験	JISA1126	軟石量:5%以下	中規模以下の工事 施工前	中規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					
			針入度試験	JISK2207	15~30(1/10mm)	中規模以上の工事 施工前、材料変更時	規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にリニタレットレゾルアスファルトを混合したものの性状値である。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基準値より劣用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。					
			軟化点試験	JISK2207	58~68℃	中規模以下の工事 施工前	中規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。					
			その他									

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	検査	試験成績表等による確認
1	1	その他	強度試験	JISK2207	10mm以上(25℃)	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			トルエン可溶分試験	JISK2207	86~91%	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			引火点試験	JISK2285	240℃以上	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			蒸発質量変化率試験	JISK2207	0.5%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			密度試験	JISK2207	1.07~1.139/cm3	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
フ	ラ	必須	貫入試験40℃	舗装試験法便覧3-3-3	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材1000未満の場合も実施する。	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			リュエール流動性試験240℃	舗装試験法便覧3-3-4	3~20秒(目標値)	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材1000未満の場合も	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			歪み試験	舗装試験法便覧3-7-3	300以上	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材1000未満の場合も	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			曲げ試験	舗装試験法便覧3-7-5	破断ひずみ(<10℃、50mm/min)3.0×10 ⁻³ 以上	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			粗度(2.36mm75μm)	舗装試験法便覧3-4-3	2.36mmふるい:±12%以内基準粗度	・中規模以上の工事 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事 異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			粗度(75μm75μm)	舗装試験法便覧3-4-3	75μmふるい:±5%以内基準粗度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 印字記録の場合:全数	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			アスファルト量抽出粗度分析試験	舗装試験法便覧3-9-6	アスファルト量:±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃	・中規模以上の工事 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事 異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニタツトレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能ないし、基準値が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格値は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			温度測定(初期凝固前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1 2	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の变化したとき。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			CBR試験	舗装試験法便覧1-6-1 舗装試験法便覧1-6-2 最大粒径≦53mm: JISA1214 JISA1210A・B法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧1-7-2 または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。 設計図書による。 最大乾燥密度の90%以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
1 2	施工	必須	現場密度の測定	JISA1210A・B法 最大粒径≦53mm: 舗装試験法便覧1-7-2 または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたり約1,500m ² を構築とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4	測定点数 0~500 5 500~1000 10 1000~2000 15	踏床仕上げ後、全層、全区間で実施する。		
1 2	その他	必須	平板載荷試験	JISA1215	延長20mにつき1箇所の割で行う。	延長20mにつき1箇所の割で行う。	モニタリングのための試験である。 但し、荷重率については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラップ等を用いるものとする。 セメントコンクリートの路盤に適用する。 モニタリングのための試験である。 モニタリングのための試験である。	
			現場CBR試験 含水比試験 たわみ量	JISA1222 JISA1203 舗装試験法便覧7-2	各車線ごとに延長20mにつき1回の割で行う。 降雨後または含水比の変化が認められたとき。 ブルーフローリングでの不良箇所について実施	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	施工	必須	現場密度の測定	JISA1210A・B法 最大粒径≦53mm: 舗装試験法便覧1-7-2 または、 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたり約1,500m ² を構築とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4	測定点数 0~500 5 500~1000 10 1000~2000 15	踏床仕上げ後、全層、全区間で実施する。		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	その他	必須	平板載荷試験	JISA1215	各車線ごとに延長20mにつき1回の割で行う。	各車線ごとに延長20mにつき1回の割で行う。	モニタリングのための試験である。 但し、荷重率については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラップ等を用いるものとする。 セメントコンクリートの路盤に適用する。 モニタリングのための試験である。 モニタリングのための試験である。	
			現場CBR試験 含水比試験 たわみ量	JISA1222 JISA1203 舗装試験法便覧7-2	各車線ごとに延長20mにつき1回の割で行う。 降雨後または含水比の変化が認められたとき。 ブルーフローリングでの不良箇所について実施	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	施工	必須	土の一輪圧縮試験	JISA1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを指す。	故躯体500本未満は3本、500本以上は250本増えることにより1本現場の条件、規模等により上記によりけりない場合は監督員の指		

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 5 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JSA1108	設計図書による。	2回(午前・午後)ノリ			
			モルタルのフローレージ試験	JISR5201	設計図書による。	練り混ぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフローレージとす 原則として5%かつ3本以上。			
1 6 構造土壁工	材料	必須	適性試験	同解説 クランプアンカー設計・施工基準、 同解説	設計荷重に対して十分に安全であること。	適性試験に用いられたアンカーを除く全本数 ①10本ごとに1本のアンカー (初期荷重は、計画最大試験荷重の約0.1倍とし、計画最大試験 ②その他のアンカー (計画最大試験荷重まで載荷する)	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			確認試験	同解説	設計荷重に対して十分に安全であること。				
1 6 構造土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JSA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
			外観検査(ストリップ、銅製露出面材、コンクリート製露出面材等)	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				
1 6 構造土壁工	材料	その他	コンクリート製露出面材のコンクリート強度試験	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。			
			土の強度試験	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	構造土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。			
1 6 構造土壁工	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53mm: JSA1214 JSA1210A・B法 最大粒径>53mm: 鋪装試験法便覧1-7-2 または、 [R]計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)]	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	500m3につき1回	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
1 6 構造土壁工	施工	必須			路床・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
						測定箇所	5	10	15

品質管理基準及び規格値

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1 7 吹付工	必須その他	アルカリ骨材反応試験	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材のふりかけ試験	JISA1102	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110	総乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材の微粒分量試験	JISA1103	細骨材:1.0%以下 粗骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(幹砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS S5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JISA5308の付属書3	圧縮強度の90%以上	材料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA5308の付属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		セメントの物理試験	JISR201	JISR5210(ポルトランドセメント) JISR5211(高炉セメント) JISR5212(シリカセメント) JISR5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JISR202	JISR5210(ポルトランドセメント) JISR5211(高炉セメント) JISR5212(シリカセメント) JISR5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		練混ぜ水の水质試験	土木学会基準JISCE-B101	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残渣物の量:1g/l以下 揮発性蒸発残渣物の量:200ppm以下 水蒸気イオン濃度:PH6.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験前に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合: JISA5308付属書9		揮発性蒸発残渣物の量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回/6か月以上の頻度。		○

品質管理基準及び規格値

工程	種類	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認		
1 7	吹付工	必須	細骨材の表面水準試験	JISA1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。			
		その他	粗骨材の表面水準試験 計量誤差の計量精度	JISA1125 任意の連続した10バッチについて 計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 混和材:±3%以内	1回/日以上 1回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。 セメント量規定がある場合に適用する。			
7	吹付工	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JISA1119	コンクリート中の練混ぜ量 公称容量の場合	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。			
		必須	塩化物総量規制	連続ミキサの場合: 土木学会基準JSCE-I502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランパ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差:5%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:2.5%以下 空気量差:1%以下 スランパ差:3cm以下 原則0.3kg/m ³ 以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。			
		必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打荷が午前と午後と異なる場合は、午前1回、午後1回、打放初に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、今後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。		レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	スランパ試験	JISA1101	スランパ3cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。		小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会基準JSCEF661-1994	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのは50mmのコア(セルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。		小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128 JISA1107	±1.5%(許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。		小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コアによる強度試験		設計図書による。	品質に異常が認められた場合にを行う。				
		必須	その他							
		必須	その他							

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	
1 8 現場 吹付 法 作 工	材 料	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JISA1102	設計図書による。	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
			骨材の概粗分量試験	JISA1103	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
			砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JISA5308の付属書3	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA5308の付属書2	細骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。		○
			ポルトランドセメントによる骨材の安定性試験	JISA1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JISR5201	JISR5210(ポルトランドセメント) JISR5211(高炉セメント) JISR5212(シリカセメント) JISR5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JISR5210(ポルトランドセメント) JISR5211(高炉セメント) JISR5212(シリカセメント) JISR5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			練灰ゼルの水質試験	土木学会基準JISCE-B101	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			回収水の場合: JISA5308付属書9	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回/6か月以上の頻度。				○

品質管理基準及び規格値

工程	種類	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
18	現場吹付法施工	必須	細骨材の表面水準試験	JISA1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	粗骨材の表面水準試験 計量設備の計量精度	JISA1125 任意の連続した10(十)子について各計量諸別、材料別に行う。	設計図書による(但し、偏差0.3%以下) セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 混和利:±3%以内	1回/日以上 1回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。 セメント量規定がある場合に適用する。	
			ミキサの繰返し性能試験	バッチミキサの場合: JISA1119 JISA8603	コンクリートの繰返し量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材質量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができ	
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-F502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材質量の差:5%以下 圧縮強度差:2.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下 スランプ3cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができ		
施工		必須	スランプ試験	JISA1101	原則0.3kg/m ³ 以下	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができ	
			コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108 土木学会基準 JSCE-F561-1994	設計図書による 但し、設計図書に記載の無い場合は、15N/mm ²	1回/6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(07...3本、028...3本、)とする。	・参考値:14.7Mpa以上(材令28日) ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができ	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回、午後1回、それぞれに行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、今後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができ	
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができ	
			コアによる強度試験	JISA1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1	河川・海岸土工	必須 その他	土の締固め試験 土の強度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三軸圧縮試験 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JISA 1210	設計図書による。 設計図書による。	当初及び土質の变化した時。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				JISA 1204	設計図書による。	当初及び土質の变化した時。		
				JISA 1202	設計図書による。	当初及び土質の变化した時。		
				JISA 1203	設計図書による。	当初及び土質の变化した時。		
				JISA 1205	設計図書による。	当初及び土質の变化した時。		
				JISA 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
				JISA 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
				JISA 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
				JISA 1214	設計図書による。 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JISA 1210A-B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 精造試験法(要)1-7-2 または 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1203	設計図書による。	乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の		
2	砂防土工	必須 その他	土の含水比試験 土の締固め試験 現場密度の測定	JISA 1203	設計図書による。	最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				JISA 1210	設計図書による。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				JISA 1214	設計図書による。 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JISA 1210A-B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 精造試験法(要)1-7-2 または、	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1210	設計図書による。	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1214	設計図書による。 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JISA 1210A-B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 精造試験法(要)1-7-2 または、	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1210	設計図書による。	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1214	設計図書による。 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JISA 1210A-B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 精造試験法(要)1-7-2 または、	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1210	設計図書による。	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1214	設計図書による。 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JISA 1210A-B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 精造試験法(要)1-7-2 または、	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		
				JISA 1210	設計図書による。	乾燥は、1,000m ³ に1回の割合、または凍体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
2 1 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩片の場合を除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。	監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			CBR試験	JISA1211	設計図書による。	設計図書による。	(材料が岩片の場合を除く)		
			土の強度試験	JISA1204	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	設計図書による。	・路床、含水比の変化が認められた時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	設計図書による。	・路床、含水比の変化が認められた時。		
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
2 2 砕石工	材料	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53mm: JISA1214 JISA1210A・B法 最大粒径>53mm: 簡易試験法(便覧1-7-2) または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	・路床: 最大乾燥密度の85%以上。 ・路床: 最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路床の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事では1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。但し、500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	○	
			フルフローリング	舗装試験法(便覧1-7-4)	路床、路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路床、路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m ²) 0~500 500~1000 1000~2000 測定点数 5 10 15			
			平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長20mについて1箇所の割合で行う。			
			現場CBR試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長20mについて1回の割合で行う。			
			含水比試験	JISA1203	設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。			
			コーン指数の測定	簡易試験法(便覧1-2-1)	設計図書による。	トラムカブリが置けない。			
			圧縮力	簡易試験法(便覧7-2)		フルフローリングでのみ現場所について実施			
			岩石の貫入比重	JISA5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。			
			岩石の吸水率	JISA5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。			
			岩石の圧縮強さ	JISA5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。			
			岩石の形状	JISA5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。			
その他		うすべりなみのもの、細長いものであってはならない。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	5,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	参考値: ・路石: 4903N/cm ² 以上 ・準路石: 80.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石: 980.66N/cm ² 未満	○				
その他				参考値: ・路石: 約2.7~2.5g/cm ³ ・準路石: 約2.5~2g/cm ³ ・軟石: 約2g/cm ³ 未満	○				
その他				参考値: ・路石: 5%未満 ・準路石: 5%以上15%未満 ・軟石: 15%以上	○				
その他				参考値: ・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・500m ³ 以上は監督員承諾を得て省略できる。	○				
その他				参考値: ・路石: 4903N/cm ² 以上 ・準路石: 80.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石: 980.66N/cm ² 未満	○				
その他				500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○				

品質管理基準及び規格値

工種	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績等による確認
2	コンクリート	必	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上」	「コンクリートの耐久性向上」	工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109	飽和密度:2.5以上 吸水率:平成28年制定コンクリート標準示方書タム編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	骨材のふるい分け試験	JISA1110	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	セメントの物理試験	JISA1102	JIS R5210(ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
3	コンクリート	他	セメントの物理試験	JISR5201	JIS R5211(高炉セメント)			○
3	コンクリート	他	セメントの物理試験	JISR5201	JIS R5212(シリカセメント)			○
3	コンクリート	他	ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JIS R5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
3	コンクリート	他	セメントの物理試験	JISA1105	JIS R5211(高炉セメント) JIS R5212(シリカセメント) JIS R5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 濃い場合は、JIS S3081モルタルの圧縮強度による砂の試験(付属書3による)。		○
3	コンクリート	他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 濃い場合は、JIS S3081モルタルの圧縮強度による砂の試験(付属書3による)。		○
3	コンクリート	他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JISA5308の付属書3	圧縮強度の90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 材料となる砂の工部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
3	コンクリート	他	骨材の微細分重試験	JISA1103	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	粗骨材中の軟石量試験	JISA1126	軟石量:5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材:1.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122	粗骨材:10%以下 細骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA1121	粗骨材:1.2%以下 40%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA5308の付属書2	粗骨材:0.5%以下 細骨材:1.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
3	コンクリート	他	凝縮水の試験	土木学会基準JSCE-B101	懸濁物質の量:2g/以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.3~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
3	コンクリート	他	凝縮水の試験	回収水の場合: JISA5308付属書9	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回/6か月以上の頻度。		○

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認		
2 3	製造(フォーム)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 混和剤:±3%以内	1回/月以上	セメント量規定がある場合に適用する。			
			ミキサの繰返し性能試験	バッチミキサの場合: JISA1119 JISA8603	コンクリートの繰返し量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランプ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差:5%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。			
施工	必須	その他	細骨材の表面水準試験	JISA1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/月以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。			
			粗骨材の表面水準試験	JISA1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/月以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。			
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設初に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、今後の試験を省略することができる。(1試験の判定回数とは3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。				
			スランプ試験	JISA1101	スランプ3cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm ±1.5%(許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。 圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。				
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	設計図書による	1回供試体作成時各700g打込み開始時終了時 1回2ヶ月当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			温度測定(気温・コンクリート)	JISA1116	設計図書による	1回当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの単位容積質量試験	JISA1112	設計図書による。	1回1ヶ月当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの引張強度試験	JISA1123	設計図書による。	1回3ヶ月当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JISA1106	設計図書による。	1回3ヶ月当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
							参考値:2.30m ³ 以上			

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認	
2 4 5 工コンクリート (N A T M)	アルカリ骨材反応対策 骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験 骨材の吸水率試験	必須	アルカリ骨材反応対策	「コンクリートの耐久性向上」		工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JISA1102	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の吸水率試験	JISA1121	40%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の吸水率試験	JISA1103	粗骨材:1.0%以下 コンクリートの表面がすべり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすべり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS S308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JISA5308の付属書3	圧縮強度の90%以上		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA5308の付属書2	コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122	粗骨材:10%以下 細骨材:12%以下		工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		その他	セメントの物理試験	JIS R201	JIS R5210(ポルトランドセメント) JIS R5211(高炉セメント) JIS R5212(シリカセメント) JIS R5213(フライアッシュセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R202	JIS R5210(ポルトランドセメント) JIS R5211(高炉セメント) JIS R5212(シリカセメント) JIS R5213(フライアッシュセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	練混ぜ水の品質試験	土木学会基準JSCE-B101	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性炭酸塩物質の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%		工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		その他	練混ぜ水の品質試験	土木学会基準JSCE-B101	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:均等は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		1回/6か月以上の頻度。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等 による確認
2 4 型工コンクリート (N A T M)	製造 (フロント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 遅和剤: ±3%以内	1回/月以上	セメント量規定がある場合に適用する。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JISA1119/JISA8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量の差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量の差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			運搬ミキサの場合: 土木学会基準JSCE-I502	コンクリート中のモルタル単位容積質量の差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以下 圧縮強度差: 2.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			細骨材の表面水準試験	JISA1111	設計図書による (但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水準試験	JISA1125	設計図書による (但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	
			スランプ試験	JISA1101	スランプ3cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、今後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	±1.5% (許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	JISA1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの流れい分析試験	JISA1112	設計図書による。	1回品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績等 による確認
2	吹付けコンクリート(NATM)	必須	アルカリ骨材反応対策	コンクリートの耐久性向上	コンクリートの耐久性向上	工事開始前、工事中1回/6か月以上および産地が変わった場合。		○
5	その他	その他	骨材のふるい分け試験	JISA1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JISA1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110	総乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.9%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。		○
			骨材の概粒分量試験	JISA1103	粗骨材の吸水率:3.0%以下 粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。		○
			砂の有機不純物試験	JISA1105	任縮強度が90%以上の場合には使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。	悪い場合は、JIS S308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JISA S308の付属書3	任縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における落液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JISA S308の付属書2	コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材: コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年および産地が変わった場合		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実標準試験	JISA6005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があること1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シカセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練造セメントの水質試験	土木学会基準 JSCE-B101	懸濁物質の量:2g/以下 溶解性無機酸化物の量:1g/以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢1,7及び28日で90%以上 空気量の偏差:±1%	工事開始前及び工事中1回/年および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JISA6308付属書9		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:初凝は30分以内、終凝は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	1回/6か月以上の頻度。		○

品質管理基準及び規格値

工程	試験種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
2 5	製造 (フロント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 混和剤:±3%以内	1回/月以上	セメント量規定がある場合に適用する。	
			ミキパの線径性能試験	バッチミキパの場合: JISA1119 JISA8603	公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材質量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空質量平均値からの差:10%以下 スランパ平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材質量の差5%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位組骨材質量の差:5%以下 圧縮強度差:2.5%以下 空質量差:1%以下 スランパ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	・レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
施工	必須	その他	粗骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による (但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水準試験	JISA1125	設計図書による (但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 原則0.3kg/m ³ 以下		コンクリートの打設が午前と午後とに分かれる場合は、午前と1回、午後と1回、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、今後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JISA1108	連続コンクリートの場合: (a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。 レディミックスコンクリートの場合: 一回 (供試体3本の平均値) の試験結果は呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。 スランパ3cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	トンネル施工長40m毎に1回/7日、28日 (2*3=6供試体)	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
施工	必須	その他	スランパ試験	JISA1101	スランパ3cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			空質量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	±1.5% (許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、また生コンクリート工場 (JIS表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
施工	必須	その他	コアによる強度試験	JISA1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
2 A T M	材料	その他	外観検査(ポツポルト)	目視 ・寸法計測 JISA1108	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		
			モルタルの圧縮強度試験	JISA1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 脱着工機または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフローレージ試験	JISR6201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 性状に変化が見られたとき 3) 脱着工機または品質の変更があるごとに1回 運用初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側各1本)。 ・中規模以上の工事・施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事・施工中		
2 7	材料	必須	ポツポルトの引抜き試験	参考資料「ポツポルトの引抜き試験」による。	引抜き耐力の80%程度以上。			
			修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	修正CBR20%以上			
			土の粒度試験	JISA1204	路上再生路盤工法技術指針(案)参照表3.3路上再生路盤用骨材の粒度範囲			
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	塑性指数PI: 9以下			
			セメントの物理試験	JISR6201	JISR6210(ポルトランドセメント) JISR6211(高炉セメント) JISR6212(シリカセメント) JISR6213(フライアッシュセメント)			
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR6202	JISR6211(高炉セメント) JISR6212(シリカセメント) JISR6213(フライアッシュセメント)			
			現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	基準密度の93%以上。			
			土の一軸圧縮試験	路上再生路盤工法技術指針(案)	設計図書による。			
			CAEの一軸圧縮試験	路上再生路盤工法技術指針(案)	設計図書による。			
			含水比試験	JISA1203	設計図書による。			
			2 8	材料	必須	旧アスファルト針入度	JISK2207	1~2回/日
旧アスファルトの軟化点	JISK2207	当初及び材料の変化時						
既設養護層混合物の密度試験	舗装試験法便覧2-7-7	当初及び材料の変化時						
既設養護層混合物の最大比重	舗装試験法便覧2-9-5	当初及び材料の変化時						
既設養護層混合物のアスファルト量抽出率試験	舗装試験法便覧2-9-6	当初及び材料の変化時						
既設養護層混合物のふるい分け試験	舗装試験法便覧2-4-3	当初及び材料の変化時						
新築アスファルト混合物	アスファルト舗装に準じる。	アスファルト舗装に準じる。						
現場密度の測定	舗装試験法便覧3-7-7	96%以上						
湿度測定	湿度計による。	110°C以上						
かさばり深さ	路上再生路盤工法技術指針(案)J1付録-5に準じる。	-0.7cm以内						
粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧3-4-3	75µmふるい: ±12%以内						
粒度(75µmフルイ)	舗装試験法便覧3-4-3	75µmふるい: ±6%以内						
アスファルト量抽出率試験	舗装試験法便覧2-9-6	アスファルト量: ±0.9%以内						
2 8	施工	必須	新築アスファルト混合物	アスファルト舗装に準じる。	アスファルト舗装に準じる。			
			現場密度の測定	舗装試験法便覧3-7-7	96%以上			
			湿度測定	湿度計による。	110°C以上			
			かさばり深さ	路上再生路盤工法技術指針(案)J1付録-5に準じる。	-0.7cm以内			
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧3-4-3	75µmふるい: ±12%以内			
			粒度(75µmフルイ)	舗装試験法便覧3-4-3	75µmふるい: ±6%以内			
			アスファルト量抽出率試験	舗装試験法便覧2-9-6	アスファルト量: ±0.9%以内			
			空疎率による管理でもよい。					
			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)					
			目標値を設定した場合はのみ実施する。					
			目標値を設定した場合はのみ実施する。					

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JISA1102	「排水性舗装技術指針(案)J3-4」による。	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重:2.45以上	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	吸水率:3.0%以下 粘土:粘土塊量:0.25%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-4-7	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの粘度試験	JISA5008	「排水性舗装技術指針(案)J3-5」による。	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの水分試験	JISA5008	1%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの塑性指数試験	JISA1205	4以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			フィラーの700-試験	舗装試験法便覧3-4-15	50%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			製鋼スラグの水膨脹係数試験	舗装試験法便覧3-4-17	水膨脹強比:1.5%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JISA1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○
			碎動ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準値および実用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規格は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○

品質管理基準及び規格値

工程	材料	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
29 排水性舗装工	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JISA1126	軟石量:5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	○
			針入度試験	JISK2207	40(10mm)以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			軟化点試験	JISK2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			伸度試験	JISK2207	50cm以上(15℃)	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			引火点試験	JISK2265	260℃以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			薄層加熱質量変化率	JISK2207	0.5%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			薄層加熱針入度残留率	JISK2207	65%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			タフネス・アラジナリティ試験	舗装試験法便覧3-5-17	20N・m以上15N・m以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			60℃粘度試験	舗装試験法便覧3-5-11	20,000Pa・s	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
			密度試験	JISK2207		・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を基に管理可能な工事をいい、基層および茶溜り用混合物の総使用量が3,000kg以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より層厚は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認		
29	排水性舗装工	必須	粗度(2.36mm(フルイ))	舗装試験法便覧3-4-3 舗装試験法便覧3-9-6	2.36mmふるい:±12%以内基準粗度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○		
			粗度(75µm(フルイ))	舗装試験法便覧3-4-3 舗装試験法便覧3-9-6	75µmふるい:±5%以内基準粗度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。		○	
その他			アスファルト量抽出精度分析試験	舗装試験法便覧3-9-6	アスファルト量:±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能か工事を行い、基準および基準用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合が該当する。	○		
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			○	
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧3-7-3	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験 カンガロ試験	舗装試験法便覧3-7-2 「排水性舗装技術指針(案)」付録-6	設計図書による。 設計図書による。	設計図書による。 設計図書による。	設計図書による。 設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○ ○

品質管理基準及び規格値

工程	種類	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	
3	1	材料	再生骨材	舗装試験法便覧3-4-3		再生骨材使用量500gごと1回。			
			アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装試験法便覧3-9-6	3.8%以上	再生骨材使用量500gごと1回。			
			再生骨材	マージナル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(170mm)以上(25℃)	再生混合物通過目ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500gを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100g未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			
			旧アスファルト針入度	フロント再生舗装技術指針	5%以下	再生骨材使用量500gごと1回。		洗い試験で失われる量は、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗面の75µmふるいにとどまるものと、水洗後の75µmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の戸乾燥し、その質量の差から求める。	
			再生骨材	JISK2207	JISK2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			
			洗い試験で失われる量	舗装試験法便覧3-4-3 舗装試験法便覧3-9-6	2.36mmふるい:±12%以内 再アスファルトの場合、2.36mm:±15%以内 印字記録による場合は、フロント再生舗装技術指針表-8.10による。	抽出する分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。			
			粗度(2.36mmフル)	舗装試験法便覧3-4-3 舗装試験法便覧3-9-6	75µmふるい:±5%以内 再アスファルトの場合、75µm:±6%以内 印字記録による場合は、フロント再生舗装技術指針表-8.10による。	印字記録の場合:全数 抽出する分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。			
			粗度(75µmフル)	舗装試験法便覧3-4-3 舗装試験法便覧3-9-6	アスファルト量:±0.9%以内 再アスファルトの場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は、フロント再生舗装技術指針表-8.10による。	印字記録の場合:全数 抽出する分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。			
			再生アスファルト量	舗装試験法便覧3-9-6	設計図書による。	印字記録の場合:全数 設計図書による。			
			水浸マージナル安定度試験	舗装試験法便覧3-7-4	設計図書による。	耐水性の確認			
モイロラセンク試験	舗装試験法便覧3-7-3	設計図書による。	耐流動性の確認						
トラバリア試験	舗装試験法便覧3-7-2	設計図書による。	耐磨耗性の確認						
3	2	施工	外観検査(初期締固めの前)	目視					
			温度測定	温度計による。					
			現場密度の測定	舗装試験法便覧3-7-7	標準密度の94%以上。	随時 ・中規模以上の工事:定期的又は随時(1,000m2につき1回)。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。			
			表面粗さ	目視	再アスファルトの場合、基準密度の93%以上。				
			ノリ塗き	・目視 ・計測	主要部材:50µmRy以下 二次部材:100µmRy以下 主要部材:ノリがあらわてはならない 二次部材:1mm以下				
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こめ紙を透過せず密着にはく離するもの。				
			上縁の浮け	目視	わずかにみみをおひけるが、清らかな状態のもの。				
			平面度	目視	設計図書による(日本道路協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			へばり精度	計測器による計測	設計図書による(日本道路協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			真直度	計測器による計測	設計図書による(日本道路協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				

品質管理基準及び規格値

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3	施工	必須	引張試験: グループ溶接	JISZ2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JISZ31211号 試験片の個数: 2	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	試験成績表等による確認
3	溶接		引張試験: (19mm未満直曲(19mm以上曲曲付): グループ溶接	JISZ3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さ3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状: JISZ3122 試験片の個数: 2	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			衝撃試験: グループ溶接	JISZ2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状: JISZ22024号 試験片の採取位置: 日本道路協会溶接補示方書「同解説」II 鋼橋編15.3.3溶接図-15.3.2(衝撃試験片)	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験: グループ溶接	JISG0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 各部位につき3 試験片の個数: 1	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			放射線透過試験: グループ溶接	JISZ3104	引張割: 2類以上 圧縮割: 3類以上	試験片の個数: 試験片継手全長	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			マクロ試験: すみ肉溶接	JISG0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状: 日本道路協会溶接補示方書「同解説」II 鋼橋編15.3.3溶接図-15.3.3(すみ肉溶接試験(マクロ試験))溶接方法および試験片の形状 試験片の個数: 1	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			引張試験: スタッド溶接	JISZ2241	溶接補示方書「同解説」による	試験片の形状: JISB1198 試験片の個数: 3	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験: スタッド溶接	JISZ3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状: JISZ3145 試験片の個数: 3	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JISZ3104	引張割: 2類以上 圧縮割: 3類以上	RTの場合はJISZ3104による。 UTの場合はJISZ3060による。	溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			外観検査(赤錆高さ)	・目視 ・ノギス等による計測	溶接補示方書「同解説」による		溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			外観検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 ただし、溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの偏差を認めるものとする。		溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			外観検査(アンダーカット)	・目視	主要部材の材片に鋭く一次応力に直交するピートの止端部、許容深さ0.3mm以下		溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	主要部材の材片に鋭く一次応力に平行なピートの止端部、許容深さ0.5mm以下		溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			外観検査(ピート表面の不整)	・目視	二次部材のピート止端部、許容深さ0.8mm以下 あつてはならない。		溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			外観検査(ピート表面の不整)	・目視	ピート表面の凹凸は、ピート長さ25mmの範囲で3mm以下。		溶接方法は「日本道路協会溶接補示方書」同解説JII 鋼橋編15.3.3溶接 図-15.3.1(7)グループ溶接施工試験方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ工事では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	

